

学校図書館支援業務公募型企画提案（プロポーザル）審査要領

令和6年9月19日

1 業務名

学校図書館支援業務

2 選定方法

書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

3 審査実施者

本業務の候補者の選定に係る審査は、市職員で構成する5人の審査員が行う。

- (1) 春日市教育委員会教育部 教育部長
- (2) 春日市教育委員会教育部 地域教育課長
- (3) 春日市教育委員会教育部 学校教育課指導主事
- (4) 春日市教育委員会教育部 学校教育課指導主事
- (5) 春日市教育委員会教育部 地域教育課学校司書

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する教育委員会事務局職員を審査員とすることができる。

4 審査基準及び配点

「学校図書館支援業務公募型企画提案（プロポーザル）審査要領 13 評価基準」のとおり

5 書類審査

(1) 審査方法

応募者が3者を超える場合は、書類による一次審査を実施し、プレゼンテーション参加者を3者以下に選定する。選定方法は、「学校図書館支援業務公募型企画提案（プロポーザル）実施要領」11の候補者の選定方法に準ずる。

(2) 審査の対象 申請者から提出された申請書類

6 プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

- ① 審査基準（100点満点）に基づき、「採点表」により、各審査員の個人評価により5段階（A～E）で採点を行う。

② 各審査員の採点結果を集計し、その結果に基づき受託候補者を選定する。

なお、候補者として選定される基準は、総得点に対しての得点率が60%以上であることとする。

(2) 審査の対象 申請者から提出された申請書類及びプレゼンテーション内容

(3) 実施方法

- ① 申請者 プレゼンテーション機材準備 (5分)
- ② 申請者からのプレゼンテーション (20分)
- ③ 審査員からの質疑 (20分)
- ④ 申請者 プレゼンテーション機材 片付け (5分)
- ⑤ 審査員 (個人) 採点 (10分)